

諮問庁：人事院総裁

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行情）諮問第299号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第536号）

事件名：行政事業レビューシートに掲載されている計数の積算根拠等がアラビア数字を用いて記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月29日付け事総-122により人事院事務総長（以下「人事院事務総長」又は「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、開示決定された文書以外にも存在するはずの文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

人事院では大部分の業務で積算等の記録をとっていないということでしょうか。ほとんどの文書が残っていないとは考えられません。法の「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という目的が達成されません。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求までの経緯

（1）審査請求人は、平成30年2月26日付け行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）で「行政事業レビューシートに掲載されている各計数の積算根拠や算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されているもの。（例：人事・給与等業務の電子化の推進では、5.8億円の経費削減、成果実績平成28年度▲（マイナスを意味する略号。以下同じ。）2.3億円などがあるが、この「5.8億円」や「▲2.3億円」の積算根拠や算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されているもの。」を対象文書として、人事院事務総局事務総長（官房部局の長）、職員福祉局長、人材局長、給与局長、公平審査局長の各宛先に開示

請求を行った。

- (2) 人事院の情報公開の担当である人事院事務総局総務課は、当該請求書に記載されている例では、経費削減に係る計数の積算根拠や算定根拠等（以下「積算根拠等」という。）を挙げていることから、審査請求人が求めている文書は、平成29年度行政事業レビューシートに記載されている計数のうち経費削減に係る計数の積算根拠等と解し、対象となる文書の有無の確認を行った。その結果、経費削減に係る計数が記載されている行政事業レビューシートは「人事・給与等業務の電子化の推進」のみであり、当該経費削減に係る計数の積算根拠等を記載した文書は、「削減効果額の推移及び今後の取組方針」の1件であった。

当該文書は別の開示請求に係る対象文書として審査請求人に開示決定通知を行っていることから、人事院事務総局総務課（情報公開担当）は、審査請求人に対し、平成30年3月7日付けで、本件開示請求に係る対象文書は別の開示請求に係る対象文書として開示決定を行った「削減効果額の推移及び今後の取組方針」と同一の文書となることから、このまま開示決定のための処理を進めるか、請求を取り下げるかについて、平成30年3月16日までに回答を依頼するとともに、期限までに回答がない場合、そのまま開示決定の処理を進める旨通知する補正文書を送付した。その際、当該補正内容に意見がある場合には連絡して欲しい旨、依頼した。

しかしながら、審査請求人からは、期限である平成30年3月16日を過ぎても何らの回答もなかったことから、処分庁である人事院事務総長は、法9条1項に基づき、「削減効果額の推移及び今後の取組方針」を開示文書として決定し、平成30年3月29日付け行政文書開示決定通知書を審査請求人に送付した。

## 2 原処分の理由

処分庁は、行政文書の開示請求書に記載されている内容を基に、本件開示請求においては、行政事業レビューシートに記載されている計数のうち、経費削減に係る計数の積算根拠等が対象となっていると判断したため、該当文書を「削減効果額の推移及び今後の取組方針」に特定した。さらに、確認のため、平成30年3月7日付け求補正により開示請求に該当する文書が当該文書1件となることを審査請求人に通知したところ、審査請求人から何ら回答がなかったことから、法9条1項に基づき、当該文書を開示決定したものである。

## 3 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨

上記第2の2のとおり。

## 4 諮問庁による検討

#### (1) 原処分についての検討

処分庁が開示対象文書を特定した経緯は上記1(2)のとおりであり、開示請求書に記載されている内容を基に該当文書を特定し、確認のため審査請求人に事前に求補正を行ったところ何ら回答がなかったことから、当該文書を開示する処分を行ったものであり、原処分は妥当である。

#### (2) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分について、上記第2の2のとおり主張している。

しかしながら、処分庁では、開示決定する前に、求補正として審査請求人に対して該当文書が当該文書の1件であることを確認したところ、回答期限までに審査請求人から当該求補正に対する回答が何らなかったことから、当該文書について開示決定を行ったものである。

以上のとおり本件対象文書を特定し、全部開示したことについては理由があり、処分庁が行った原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年7月6日  | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年1月21日 | 審議            |
| ④ 同年2月15日    | 審議            |
| ⑤ 同年3月18日    | 審議            |
| ⑥ 同月22日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定を争う旨の主張をするが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、本件開示請求は、人事院事務総長のみならず、職員福祉局長、人材局長、給与局長及び公平審査局長に対しても、本件請求文書の開示を求めたものであるところ、これに対する開示決定等については、処分庁である人事院事務総長において原処分を行ったにとどまる。

この点につき、人事院規則2-12(人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任)をみると、同規則1条において、人事院総裁は、法17条の規定により、事務総長、局長等に法第2章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる旨を定めており、これを受けて、平成13年3月23日付け人事院公示第5号により、法第2

章に定める権限又は事務のうち、開示請求の受付（法３条及び４条１項）並びに手数料の徴収（法１６条１項）並びに手数料の減額及び免除（同条３項）以外のものについて、内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課及び事務総局に置く参事官（以下「総務課等」という。）の所掌に係るものについては人事院事務総長に、内部部局のうち、総務課等以外の部局又は機関に係るものについては各局長に、それぞれ委任されていることが認められる。

そうすると、上記の法第２章に定める行政文書の開示決定等に係る権限又は事務の委任に関する定めによれば、本件開示請求に対しては、人事院の職員福祉局、人材局、給与局及び公平審査局においても、本件請求文書に該当する文書を保有しているかどうかについて検討した上で、それぞれの局の長において、開示決定等を行うべきであったといえる。しかるに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、本件開示請求については、総務課等において、本件請求文書に該当する文書（本件対象文書）を保有していたことから、人事院事務総長を処分庁として原処分を行い、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする各局の長においては、該当文書の保有の有無についての確認は行ったが、不開示決定は行わなかった旨説明する。

したがって、以下においては、総務課等において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか否かについてのみ判断する。

## ２ 本件対象文書の特定の妥当性について

### （１）求補正の経緯等について

上記第３の１の諮問庁の説明に関し、本件諮問書に添付された資料に、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところを併せると、原処分に至るまでに処分庁が審査請求人に対して行った求補正の経緯等は、おおむね以下のとおりであると認められる。

ア 処分庁は、本件開示請求を受けた後、審査請求人に対し、平成３０年３月７日付け「行政文書開示の実施について（補正の求め）」を送付し、「本件開示請求につきましては、平成３０年３月７日事総－９４で開示決定（以下「関連開示決定」という。）を行った「削減効果額の推移及び今後の取組方針」と同じ文書を開示することになります。つきましては、このまま開示決定の処理を進めるか、同申請を取り下げるか、平成３０年３月１６日（金）までにご連絡願います。」と求補正（以下「本件求補正」という。）を行った。

イ 本件求補正に対し、上記回答期日までに審査請求人から回答がなかったことから、処分庁は、本件対象文書を特定した上、平成３０年３月２９日に原処分を行った。

## (2) 検討

ア 処分庁が本件対象文書を特定した経緯等に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求書中に、「例：人事・給与等業務の電子化の推進では、5.8億円の経費削減、成果実績平成28年度▲2.3億円などとあるが、この「5.8億円」や「▲2.3億円」の積算根拠や算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されてあるもの。」と記載されていたことから、当該計数が記載されている行政事業レビューシートの洗い出しを行った結果、当該計数が記載されている行政事業レビューシートは、「平成29年度行政事業レビューシート（人事・給与等業務の電子化の推進）」（以下「本件行政事業レビューシート」という。）のみであったことから、本件開示請求に係る「行政事業レビューシート」は本件行政事業レビューシートであると特定した。

(イ) これを踏まえて、本件求補正に当たっては、審査請求人に対し、本件請求文書に該当する文書（本件行政事業レビューシートに掲載されている経費削減に係る計数の積算根拠等を記載した文書）が本件対象文書しかなく、その文書が関連開示決定に係る開示決定文書と同一のものであることにつき情報提供するなどして、何か意見がある場合には連絡してほしい旨及び期限までに回答がない場合にはこのまま開示決定を行う旨を伝えるなど、審査請求人への意思確認等を丁寧に行った。

(ウ) しかしながら、本件求補正に対する審査請求人からの回答がなかったことから、原処分を行った。

(エ) なお、本件審査請求後に、処分庁において、本件行政事業レビューシートを作成した人事院事務総局電子化推進室（以下「担当室」という。）の保有行政文書（紙媒体及び電子媒体）につき、執務室内、書庫及び共用ドライブ内等の探索を行った結果でも、対象となる文書は、本件対象文書の外にはなかった。

イ そこで、諮問庁から本件行政事業レビューシートの提示を受け、当審査会において、本件諮問書に添付された本件対象文書（写し）と併せてその内容を確認し、これを本件請求文書の内容と対比して検討したところによると、処分庁が、本件請求文書中の「行政事業レビューシート」に当たるものは本件行政事業レビューシートであるとした上で、審査請求人が開示を求める「行政事業レビューシートに掲載されている各計数の積算根拠や算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されてあるもの」については、本件請求文書中に上記の「各計数」の具体的内容に関して「人事・給与等業務の電子化の推進では、5.8億円の経費削減、成果

実績平成28年度▲2.3億円」と付記されていることをも踏まえて、本件行政事業レビューシート中の経費削減に係る上記の各計数の積算根拠等であると解し、「削減効果額の推移及び今後の取組方針」と題する文書、すなわち本件対象文書がこれに該当すると判断して、上記(1)アのとおり的情報提供を伴う本件求補正を行ったことは、不合理とはいえない。そして、処分庁が行った本件求補正に対し、審査請求人から特段の回答がなかったことも併せ勘案すると、下記ウないしオで検討する点はともかく、処分庁が、本件請求文書を上記のように解し、本件対象文書について本件請求文書に該当すると判断したこと自体は、妥当性を欠くとはいえない。

ウ 他方、本件開示請求書の内容に照らせば、審査請求人は、上記イのような経費削減に係る計数に関する具体的な積算根拠等が記載された文書の開示を求めていると解されるところ、本件対象文書中には、平成26年度、平成28年度及び平成31年度の人事院におけるシステム（人給システム。以下同じ。）に係る経費の総額（ただし、平成31年度のは目標額）とおおまかな内訳（平成26年度から平成28年度までに総額で2.3億円減額（予算額ベース）し、平成28年度から平成31年度までに総額で3.5億円減額（目標額）し、結局、平成26年度から平成31年度までに総額で5.8億円減額するというもの）が記載されているにとどまり、そのような経費の総額や内訳を積算ないし算定するに至った具体的な根拠までは記載されていない。

また、本件行政事業レビューシート中には、平成27年度の人事院における経費削減の成果実績（平成26年度分から3億円減額）が記載されているところ、本件対象文書中には、その総額や内訳についての記載はされていない。

エ この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり補足して説明する。

(ア) 本件対象文書中に記載された平成26年度及び平成28年度の金額（上記ウの経費の総額とおおまかな内訳）についてはいずれも予算額を記載し、平成31年度のコスト（前同）については、平成28年度予算額を基準に、機器更改時のサーバー構成等の見直しや縮減により削減が見込める金額を推計したものを記載している。

(イ) そして、本件対象文書中に記載された「HW/SW（ハードウェア/ソフトウェアを指す。以下同じ。）保守」（10.1億円）や「アプリケーション保守」（3.4億円）等の項目ごとの金額については、その詳細な内訳額が分かる資料（具体的には別紙の3に掲げる文書）を用いて算出している。

(ウ) また、上記ウの平成27年度の人事院における経費削減の成果実績についても、平成26年度及び平成28年度と同様、予算額をベースに算出している。

オ そこで、諮問庁から別紙の3に掲げる文書の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、当該文書には、本件対象文書中に記載された平成26年度及び平成28年度の経費の詳細な内訳を示す数値の外、本件行政事業レビューシート中に記載された平成27年度の人事院における経費削減の成果実績（平成26年度分から3億円減額）の算定根拠となった平成27年度の経費の詳細な内訳を示す数値を含む記載があると認められ、このような数値は、審査請求人が開示を求める経費削減に係る計数に関する具体的な積算根拠等に当たるということができる。

そうすると、人事院においては、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして別紙の3に掲げる文書を保有していると認められることから、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

なお、処分庁が行った本件求補正に対し、審査請求人が回答しなかったことは、上記(1)でみたとおりであるが、本件求補正においては、審査請求人に対し、上記エの内容についての情報提供はなされていなかったのであるから、審査請求人がこれに回答しなかったからといって、別紙の3に掲げる文書につき、本件請求文書に該当しないものとするのが是認されるものではない。

カ もっとも、本件行政事業レビューシートに記載されている平成31年度の計数（目標値）について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、当該計数は、平成28年度予算額のアプリケーション保守費2.4億円とその他費3.9億円をベースとし、HW/SW保守費は、平成26年度の予算額19.2億円を30%削減した金額から、上記のアプリケーション保守費2.4億円とその他費の3.9億円を減じて7.1億円を算出するという計算方法により導き出されたものであって、これに関する資料等は作成・保有していないとのことであり、この説明を覆すに足りる事情はなく、これを首肯せざるを得ない。

その他、総務課等において、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

キ 以上によれば、総務課等において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして、別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 付言

本件開示請求に対しては、人事院事務総長のみならず、職員福祉局長、人材局長、給与局長及び公平審査局長においても、それぞれの局において本件請求文書に該当する文書につき開示決定等を行うべきであったにもかかわらず、人事院事務総長のみを処分庁として原処分を行っただけであることは、上記1のとおりであり、この点に関し、審査請求人に対して本件開示請求の補正等を求めた形跡もないから、このような取扱いは、上記1の法第2章に定める行政文書の開示決定等に係る権限又は事務の委任に関する定めを照らし、不適切なものといわざるを得ない。

人事院においては、本件開示請求の内容を的確に把握した上で、適切に対応することが望まれる。

#### 5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、総務課等において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別 紙

### 1 本件請求文書

行政事業レビューシートに掲載されている各計数の積算根拠や算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されてあるもの。（例：人事・給与等業務の電子化の推進では、5.8億円の経費削減，成果実績平成28年度▲2.3億円などとあるが，この「5.8億円」や「▲2.3億円」の積算根拠や算定根拠等がアラビア数字を用いて記載されてあるもの。）

### 2 本件対象文書

削減効果額の推移及び今後の取組方針

### 3 改めて開示決定等をすべき文書

平成26年度ないし平成28年度一般会計内閣所管（組織）人事院予算明細書